



顧問契約書

株式会社一期一会（以下「甲」という）と弁護士法人龍馬（以下「乙」という）は、下記のとおり顧問契約を締結した。

第1条（委任の範囲）

本件顧問契約における乙の委任業務は以下の各号によるものとする。

- ① 甲の業務に関する問題について、相談、助言をすること
- ② 甲の業務に関連する書類のチェック及び簡易な書類の作成を行うこと
- ③ 甲の従業員又は紹介者に対し、法律相談を初回無料で行うこと
- ④ 甲により個別の委託を受けた事案につき、代理人として示談折衝、裁判上の手続等を行うこと

第2条（契約の期間）

契約の期間は令和6年5月1日から令和7年4月30日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙双方から更新しない旨の意思表示がないときは、さらに1年間自動継続するものとし、その後も同様とする。

第3条（顧問料の額）

1 顧問料等の額は以下の各号に従う。

- ① 第1条1号から3号まで 月額30,000円（消費税別）

但し、書類作成や相談にあたり、詳細な調査を要する場合には、甲乙協議の上、追加で金額を支払うものとする。

- ② 第1条4号 委任の都度、乙の報酬基準額に10%を割り引いた金額

2 乙の業務量等に照らし、前項1号の金額が不相当となった場合には、甲乙協議のもと、別途金額を定める。



第4条（支払時期及び方法）

- 1 前条1項1号の顧問料は、毎月15日、当月分を甲名義の口座から銀行引落の方法により支払う。
- 2 前条1項2号の弁護士費用は、委任契約書に従い支払うものとする。

第5条（日当等）

第1条の業務を処理するに当たって、出張等必要な日当、旅費及び宿泊料は、乙の報酬基準に従うものとし、乙の請求により甲は直ちに支払う。

第6条（資料の提供）

甲は、委任業務の遂行に必要な書類、帳簿、記録その他資料を、その責任と負担により乙に提供するものとする。

第7条（弁護士法による制限）

甲は、乙が第1条の業務の履行に関し、利益相反その他の理由により弁護士法上業務を行うことができない場合があることを予め承諾する。この場合において、乙は別の弁護士を紹介するなど、甲の問題解決のために尽力することとする。

以上の契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ1通を保有する。

令和6年5月2日

甲 群馬県前橋市富士見町横室546番地11
株式会社一期一会 代表取締役 坂 井



乙 群馬県高崎市宮元町292番地ザ・グランクープス1階
弁護士法人龍馬 代表社員 小 此 木 清

